

## □ 開示決定通知を受けた方

開示決定通知を受けた方は、通知のあった日から30日以内に、文書又は図面の場合には、閲覧又は写しの交付、電磁的記録の場合には、再生機器による閲覧・視聴・出力物の閲覧・写しの交付、CD-R等への複写したものの交付などの開示の実施の方法を申し出てください。

閲覧・写しの交付等を受けた保有個人情報について、その内容が事実でないと思うとき又は不適切な取得、利用、もしくは提供が行われていると思うときは、訂正又は利用停止についても請求できます。